



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年6月22日金曜日 第1872号

◇ 目 次 ◇

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛媛県）..... 705

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準..... 707

産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等..... 731

医療機関の指定..... 731

指定医療機関の廃止の届出..... 732

指定医療機関の辞退..... 732

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 732

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... 733

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定..... 733

介護機関（介護予防事業者）の指定..... 733

介護機関（地域包括支援センター）の指定..... 738

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定..... 738

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 738

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更..... 739

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 739

指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退..... 740

指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退..... 740

指定障害福祉サービス事業者の指定（6件）..... 740

土地改良区役員の就退任の届出（3件）..... 741

土地改良区の定款変更の認可..... 743

道路の供用開始（一般国道494号）..... 743

道路の区域変更（県道串内子線）..... 743

道路の供用開始（ " ）..... 743

道路の区域変更（県道長浜中村線）..... 743

道路の供用開始（県道内子河辺野村線）..... 744

道路の区域変更（県道広見吉田線）..... 744

道路の供用開始（ " ）..... 744

開発行為に関する工事の完了..... 744

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 745

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 745

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 746

雑 報

落札者等の告示..... 746

正 誤

平成19年3月30日付け第1848号愛媛県規則第9号（愛媛県職員委員会規則等の一部を改正する等の規則）中..... 746

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1127号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のとおり定めた。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛媛県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち愛媛県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ルに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考)
		平成16年度における量 (トン/日)
生活排水	15	17
産業排水	41	41
その他	7	7
合 計	63	65

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考)
		平成16年度における量 (トン/日)
生活排水	9	9
産業排水	9	9
その他	48	48
合 計	66	66

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考)
		平成16年度における量 (トン/日)
生活排水	0.8	0.8
産業排水	0.6	0.6
そ の 他	3.6	3.6
合 計	5.0	5.0

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

瀬戸内海の削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活排水についても、適正かつ効率的に処理しなければならない。このため、市町等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の实情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、排水処理の高度化の促進及びこれらの施設の適正な維持管理を徹底するなど、生活排水対策を計画的に推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備等

下水道については、社会資本整備重点計画との整合性を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進を図る。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、公共用水域の状況を勘案しつつ、高度処理の導入を推進する。

なお、合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、その改善を推進する。

表4 下水道整備計画

年度	指定地域内行政人口 (千人)	指定地域内処理人口 (千人)
21	1,455	706 [6]

[] 書きは、高度処理人口を示す(内数)。

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の活用等により、合併処理浄化槽の整備、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、規模の大きなものに対しては、高度処理施設の導入を指導する。

また、地域の实情に応じて農業集落排水施設、漁業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの整備の促進を図る。

し尿処理施設については、将来の改造計画に合わせて、高度処理施設の導入を指導するとともに、施設の適正な維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努める。

なお、浄化槽については、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び愛媛県浄化槽取扱指導要綱(昭和60年9月28日制定)等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、

排水水質の安定及び向上に努める。

ウ 一般家庭における生活排水対策

一般家庭から排出される生活排水による削減目標量を達成するため、愛媛県生活排水対策推進要領(平成3年3月15日制定)に基づき、市町等と協力し、家庭でできるくらしの工夫による生活雑排水対策の普及を促進するとともに、生活排水対策重点地域においては、生活排水の処理施設の整備を促進し、計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。

(2) 産業系排水対策

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質等の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた取組とその難易度、原材料等の使用の実態、費用対効果等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。

なお、新增設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入が可能であることにかんがみ、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の抑制を図る。

C₆等の値等については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年10月環境省告示第134号)、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年10月環境省告示第135号)及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年10月環境省告示第136号)により定めるものとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場又は事業場のうち、排出される汚濁負荷量が比較的大きいものについては、汚水等の処理方法に関し必要に応じ報告徴収、立入検査等を行い、排出水の特性等の実態の把握に努めるとともに、小規模事業場排水対策マニュアル(平成13年3月環境省環境管理局)、小規模事業場排水処理指導の手引き(昭和58年3月31日制定)等に基づいて、排水処理施設の設置等の指導を行う。

その他の事業場については、排出水の実態を把握するための調査を実施し、その結果に基づいて必要な指導等を行う。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえてきめ細かな対策を講ずるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、削減目標量の達成を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(平成11年法律第110号)、愛媛県環境保全型農業推進基本方針(平成6年3月28日制定)等に基づき、肥料の施用量の低減を図ること等により、環境保全型農業を推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画(平成12年10月27日制定)等に基づき、畜産農家と耕種農家との連携による家畜排せつ物の農地還元を行うとともに、巡回指導等によ

り適正な家畜排せつ物の処理施設の設置及び管理技術の指導に努める。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)魚類養殖管理要領(昭和53年2月4日制定)漁業者等が自ら定める沿岸漁場の環境保全対策実施要領(昭和56年6月13日制定)等に基

また、養殖漁場の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて、漁場清掃等の適切な措置を講ずる。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 水質浄化事業の推進

ア 河川・水路の浄化施設整備

河川・水路における水質を改善するため、河川直接浄化施設等の整備を必要に応じ行う。

イ 底質改善事業の推進

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、汚泥がたい積した河川、海域等の浚渫等を必要に応じ行う。

(2) 人工海浜、干潟等の造成・保全

砂浜、干潟・浅場及び藻場の造成、干潟及び藻場の保全等を必要に応じ行う。

(3) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び削減目標量の達成状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、監視体制の充実を図る。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量測定機器の整備及び測定技術の向上を指導するとともに、立入検査の実施及び報告の徴収により、総量規制基準の遵守状況の監視、指導等を行う。

(4) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、県民及び事業者の理解と協力が必要である。このため、水質汚濁防止について正しい認識を深め、水質汚濁防止に努めてもらうよう、関係市町と協力し、教育及び啓発を行うことにより、削減目標量の達成に努める。

県民に対しては、県及び市町の広報誌、ホームページ等により、ごみの不法投棄の防止、厨芥の流出防止の励行等、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努める。

事業者に対しては、特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会等を通じて、各種講習会を開講することにより、この総量削減計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、削減目標量達成のための努力等の協力を要請していくこととする。

なお、これらの事業については、関係府県及び社団法人瀬戸内海環境保全協会等の協力を得て、その効果を増すよう努める。

(5) 調査研究体制の整備

この総量削減計画を円滑に推進するため、必要な調査研究の

拡充に努めるものとする。

(6) 中小企業への助成措置等

中小企業への融資制度等を活用し、水質汚濁防止施設の整備促進及び技術指導に努めるものとする。

○愛媛県告示第1128号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行し、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準(平成14年7月愛媛県告示第1322号)は、平成19年8月31日限り廃止する。ただし、同年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Co、Ci、Cj、Cn、Co、Cni、Cp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、同日から平成21年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。)第5条第1項に規定する区域のうち、愛媛県の区域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下1において「指定地域内事業場」という。)とする。

(2) 総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出(以下「許可の申請等」という。)がされたものを含む。)(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)(次項から22の項までに掲げるものを除く。)	$Lc = (Cj \cdot Qi + Ci \cdot Qo + Co) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。)の施行により昭和57年7月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。)(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。)のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)	$Lc = (Cj \cdot Qi + Ci \cdot Qo + Co) \times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の施行により昭和58年1月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。)(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年 1月 1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年 4月 1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年 4月 1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年 4月 1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月 1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
14	平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月 1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年 6月 17日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年 3月 1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成12年政令第391号。以下「平成12年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	平成12年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年10月 1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成12年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$

21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
22	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年 7月 1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cj \cdot Qj + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^{-3}$

備考 この表の右欄に掲げる式において、Lc、Cc、Qc、Cj、Ci、Co、Qj、Qi及びQoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lc 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Cc 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量⁽¹⁾の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qc 特定排水（排水のうち、指定地域内事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 1日につき立方メートル）

Cj 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量⁽³⁾の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Ci 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量⁽²⁾の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Co Ccと同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qj 平成3年7月1日（12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成12年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Qi 昭和55年7月1日（4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日）から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量（Qjを除く。））（単位 1日につき立方メートル）

Qo 特定排水の量（Qj及びQiを除く。）（単位 1日につき立方メートル）

2 窒素含有量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ルに掲げる区域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上

のもの（以下「指定地域内事業場」という。）とする。

(2) 総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_m \cdot Q_m) \times 10^{-3}$

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 C_m 、 Q_{ni} 及び Q_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_n 指定地域内事業場が属する別表第2業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表窒素含有量(1)の欄に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

C_{ni} 指定地域内事業場が属する別表第2業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表窒素含有量(2)の欄に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m C_n と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{ni} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_m 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

3 りん含有量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、指定地域内事業場とする。

(2) 総量規制基準

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_p \cdot Q_p) \times 10^{-3}$

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_p 、 Q_{pi} 及び Q_p は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_p 指定地域内事業場が属する別表第3業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表りん含有量(1)の欄に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

C_{pi} 指定地域内事業場が属する別表第3業種その他の区分

の欄に掲げる区分ごとに同表りん含有量(2)の欄に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_p C_p と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{pi} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_p 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

別表第1(1関係)

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕			備 考
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	50	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味ぞ製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	30	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	

46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	30	30	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	60	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	

82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、80とする。	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量30,000立方メートル以上のもの	30	20	20	
		(2) 日平均排水量30,000立方メートル未満のもの	50	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	(1) 日平均排水量30,000立方メートル以上のもの	40	40	40	
		(2) 日平均排水量30,000立方メートル未満のもの	60	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、70とする。	
90	手すき和紙製造業	90	90	80		
91	塗工紙製造業	20	20	20		
92	段ボール製造業	40	40	40		
93	重包装紙袋製造業	70	70	70		
94	セロファン製造業	40	40	40		
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40		
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30		
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50		
101	製版業	50	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		
103	複合肥料製造業	30	30	30		
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30		
105	ソーダ工業	20	20	20		
106	電炉工業	20	20	20		
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の	

					<p>洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。</p>
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	<p>(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。</p> <p>(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。</p> <p>(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。</p>
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	<p>合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。</p>
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	<p>メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。</p>
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	<p>(1) 乳重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。</p> <p>(2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。</p>
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	<p>(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。</p> <p>(2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。</p>
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	<p>(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。</p> <p>(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。</p> <p>(3) エピクロルヒドリン製造工</p>

					程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コーラタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	

136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	

180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鑄鋼製造業	10	10	10	
195	鋇鉄鑄物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
196	鑄鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鑄鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	10	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ 及び ⁽²⁾ の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ 及び ⁽²⁾ の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、そ

					れぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ 及び ⁽²⁾ の欄の値は、30とする。	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	(1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽²⁾ の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。	
224	ごみ処理業	30	30	30		
225	廃油処理業	20	20	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20		
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40		
228	と畜場	40	40	40		
229	中央卸売市場	20	20	20		
230	地方卸売市場	20	20	20		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10	
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	10	
		(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	30	30	30	
		(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	50	50	40	
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10	

別表第2（2関係）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量		備考
		〔単位 1リットルにつきミリグラム〕		
		(1)	(2)	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	肉製品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	

7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	45	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	めん類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10	綿織物捺染工程にあつては、室素含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	

61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	

88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出す

				る工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コーラタール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	

146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
154	なめし革製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ葉製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、40とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント回路製造業	20	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。

206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、窒素含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、30とする。
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	25	15	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。）	25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	25	15	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	25	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	25	15	
219	自動車整備業	25	15	
220	病院	25	15	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	40	20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	25	15	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場	25	15	

229	中央卸売市場	25	15		
230	地方卸売市場	25	15		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	25	15		
232	整理番号 2の項か ら前項ま でに分類 されない もの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	20	10	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	
		(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	30	20	
		(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	40	20	
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	

別表第3（3関係）

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	肉製品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	めん類製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚製造業	5	1	
38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	

41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	

81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6 5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6 5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6 5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6 5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6 5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	

158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2	1	
172	うわ葉製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	2	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、8とする。

203	一般機械器具製造業	2	1	
204	プリント回路製造業	2	1	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1 5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。）	4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2	
219	自動車整備業	4	2	
220	病院	4	2	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	3	1	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によ

					りし尿を処理するものにあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、2とする。
224	ごみ処理業		4	2	
225	廃油処理業		4	2	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		4	1	
227	死亡獣畜取扱業		4	2	
228	と畜場		4	2	
229	中央卸売市場		4	2	
230	地方卸売市場		4	2	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		4	2	
232	整理番号 2の項か ら前項ま でに分類 されない もの	(1) 金属鉱業に係るもの	1	1	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	5	1	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	1	1	
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	1	1	
		(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	5	2	
		(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	5	2	
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	1	1	

○愛媛県告示第1129号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び四国中央保健所並びに四国中央市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
大王製紙株式会社
四国中央市三島紙屋町2番60号
代表取締役 二神勝利
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
四国中央市三島紙屋町5番1号
- 産業廃棄物処理施設の種類
 - 廃プラスチック類の焼却施設
 - 廃プラスチック類の焼却施設
 - 廃プラスチック類の焼却施設
 - 汚泥、廃プラスチック類及びその他の焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 廃プラスチック類
 - 廃プラスチック類
 - 廃プラスチック類
 - 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず
- 申請年月日
平成19年5月17日
- 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、

愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

- 意見書に記載すべき事項
 - 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見
- 提出先
愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び四国中央保健所

○愛媛県告示第1130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
かまくら歯科クリニック	医療法人 かまくら歯科ク リニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年 5月1日
かどた内科	医療法人 かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地2	平成19年 5月1日
木谷耳鼻咽喉科	医療法人 木谷耳鼻咽喉科	伊予郡砥部町麻生1番地3	平成19年 5月1日
中川こころのクリニック	医療法人 中川クリニック	今治市北日吉町一丁目2番11号	平成19年 5月1日
平林胃腸クリニック	医療法人 平林胃腸クリニ ック	今治市河南町二丁目6番20号	平成19年 5月1日
加藤医院	医療法人 久豊会	新居浜市松原町12番44号	平成19年 5月1日
キッズクリニックババ	医療法人 ドクターババ	西条市周布486番地3	平成19年 5月1日
和田内科・皮膚科	医療法人 和田内科・皮膚 科	西条市大町84番地15	平成19年 5月1日
深田歯科医院	深田晃年	西条市小松町新屋敷甲323-1	平成19年 5月7日

吉井歯科クリニック	吉井隆志	四国中央市金生町下分99番地1	平成19年5月1日
みのり薬局	株式会社西予ファーマシー	西予市宇和町卯之町一丁目378	平成19年5月28日

○愛媛県告示第1131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
かまくら歯科クリニック	鎌倉 聡	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年5月1日
かどた内科	門田 富史	伊予郡砥部町高尾田635番地2	平成19年5月1日
木谷耳鼻咽喉科	木谷 伸治	伊予郡砥部町麻生1番地3	平成19年5月1日
中川こころのクリニック	中川 学	今治市北日吉町一丁目2番12号	平成19年5月1日
内科・消化器科 平林胃腸クリニック	平林 靖士	今治市河南町二丁目6番20号	平成19年5月1日
石川小児科	石川 達徳	宇和島市中央町1-3-8	平成19年5月1日

加藤医院	加藤 豊雄	新居浜市松原町12番44号	平成19年5月1日
キッズクリニックババ	福崎 良	西条市周布486番地3	平成19年5月1日
和田内科・皮膚科	和田 佳文	西条市大町84番地15	平成19年5月1日
深田歯科医院	深田 晃年	西条市小松町新屋敷甲317-3	平成19年5月7日
あかり調剤薬局	有限会社 周桑調剤薬局	西条市円海寺1番地2	平成19年5月1日
吉井歯科クリニック	吉井 隆志	四国中央市金生町下分1304番地	平成19年5月1日
藤沢医院	藤沢 勝之	西予市宇和町卯之町四丁目336	平成19年1月20日

○愛媛県告示第1132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞退年月日
岩崎クリニック	岩崎 統	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	平成19年7月6日

○愛媛県告示第1133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社アコンプリシ	松山市久万ノ台176番地3	夜間対応型訪問介護ステーション笑歩会	宇和島市保田甲983番地5	平成19年5月1日
社会福祉法人吾子苑	宇和島市吉田町立間尻甲747番地	サンランド訪問介護事業所	宇和島市吉田町立間尻甲727番地1	平成19年5月10日
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙8番地2	デイ・サービスセンター「むらまつ」	四国中央市村松町781-1	平成19年4月27日
盛次 義隆	伊予郡松前町筒井1579-1	Dr. 盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540	平成19年5月1日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地2	ケア・サポート	今治市近見町一丁目7番50号	平成19年5月15日
医療法人岩村外科胃腸科	宇和島市吉田町魚棚20番地3	グループホームよしの里	宇和島市吉田町魚棚20番地5	平成19年5月25日
医療法人いしまる皮ふ科	新居浜市中村松木一丁目7番8号	いしまる皮ふ科	新居浜市中村松木一丁目7番8号	平成19年5月1日
株式会社プラスタア	西条市三津屋51番地2	ベストケア・デイサービスセンター東予	西条市円海寺247-7	平成19年5月24日
近藤 文雄	西予市宇和町卯之町一丁目376-2	近藤医院	西予市宇和町卯之町一丁目376-2	平成19年5月28日

社会福祉法人心生会	四国中央市三島金子二丁目5番23号	ヘルパーステーションオリーブ	四国中央市三島金子二丁目5番23号	平成19年4月16日
株式会社ケイアンドワイ	四国中央市三島金子一丁目1番21号	訪問介護サービスこころ	四国中央市中之庄町398番地2しのながビル2F	平成19年5月14日
ヒカリメディカルサービス有限公司	四国中央市中之庄町398番地1	デイサービスひかり	四国中央市三島金子一丁目4番31号	平成19年5月14日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うまデイサービスセンターあったか荘土居	四国中央市土居町土居885番地の1	平成19年5月15日

○愛媛県告示第1134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社しんくら	北宇和郡鬼北町大字近永1352番地	居宅介護支援事業所アシスト	北宇和郡鬼北町大字近永1352番地	平成19年5月8日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地2	ケア・サポート	今治市近見町一丁目7番50号	平成19年5月1日
社会福祉法人宝集会	新居浜市荷内町6番21号	宝寿園	新居浜市荷内町6番21号	平成19年4月25日
特定非営利活動法人アクティブボランティアセンター阿蔵の森	大洲市阿蔵甲1961番地1	居宅介護支援事業所阿蔵の森	大洲市阿蔵甲1961番地1	平成19年5月10日
特定非営利活動法人パンスリーエイト	四国中央市川之江町3314番地32	宇摩ライブインネットワーク居宅介護支援事業所	四国中央市川之江町3314番地32	平成19年5月15日

○愛媛県告示第1135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南福祉用具貸与事業所	宇和島市丸之内五丁目5番11号	平成19年4月1日
株式会社すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	福祉用具貸与事業所すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1-50	平成19年4月18日
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25番1号	フランスベッドメディカルサービス株式会社四国中央営業所	四国中央市妻島町980-1森商第二ビル1F	平成19年5月22日

○愛媛県告示第1136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護予防事業者 の名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社コミュニティーハウス	松山市高砂町四丁目57番地6	ヘルパーステーションのどか	伊予郡松前町大字北黒田字石山173番地1	平成19年5月3日
有限会社コミュニティーハウス	松山市高砂町四丁目57番地6	デイサービスセンターのどか	伊予郡松前町大字北黒田字石山173番地1	平成19年5月14日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南ホームヘルプサービス事業所	宇和島市丸之内五丁目5番11号	平成19年4月1日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南訪問入浴介護事業所	宇和島市丸之内五丁目5番11号	平成19年4月1日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南デイサービスセンターみなみの里	宇和島市丸之内五丁目5番11号	平成19年4月1日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南福祉用具貸与事業所	宇和島市丸之内五丁目5番11号	平成19年4月1日
社会福祉法人吾子苑	宇和島市吉田町立間尻甲747番地	サンランド訪問介護事業所	宇和島市吉田町立間尻甲727番地1	平成19年5月10日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター	西条市周布606番地1	平成19年5月1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター西条	西条市神拝甲324番地2	平成19年5月1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター小松	西条市小松町新屋敷乙48番地1	平成19年5月1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社会福祉協議会訪問入浴センター	西条市周布606番地1	平成19年5月1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社会福祉協議会訪問入浴センター西条	西条市神拝甲324番地2	平成19年5月1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社協デイサービスセンターひまわり	西条市周布606番地1	平成19年5月1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社協デイサービスセンターさくら	西条市丹原町来見乙26番地2	平成19年5月1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社協デイサービスセンターつばき	西条市小松町新屋敷乙48番地1	平成19年5月1日
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙8番地2	デイ・サービスセンター「むらまつ」	四国中央市村松町781-1	平成19年4月27日
医療法人愛愛会	四国中央市上分町732番地1	ヘルパーステーションいしかわ	四国中央市上分町716番地2	平成19年5月1日
医療法人愛愛会	四国中央市上分町732番地1	訪問看護ステーションいしかわ	四国中央市上分町716番地2	平成19年5月2日
医療法人愛愛会	四国中央市上分町732番地1	一般型通所介護いしかわ	四国中央市上分町738番地2	平成19年5月1日
有限会社大正ワーク	新居浜市本郷一丁目5-37	デイサービスセンター・スマイル	四国中央市土居町土居1105-1	平成19年5月10日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成19年5月10日

医療法人辻井循環器科内科	東温市田窪2030番地	通所介護はあと	東温市田窪2030番地	平成19年5月11日
医療法人辻井循環器科内科	東温市田窪2030番地	グループホームつじい	東温市田窪253-2	平成19年5月11日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	弓削訪問介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削218番地の2	平成19年5月17日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岩城訪問介護事業所	越智郡上島町岩城2239番地	平成19年5月17日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岩城通所介護事業所	越智郡上島町岩城2239番地	平成19年5月17日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	生名訪問介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の3	平成19年5月17日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	生名通所介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の3	平成19年5月17日
有限会社アンジェロ	松山市別府町3-27	こころ	伊予郡松前町大間225	平成19年5月15日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター	今治市南宝来町一丁目9番地8	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター玉川	今治市玉川町大野甲86番地1	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター大島	今治市宮窪町宮窪3544番地2	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター伯方	今治市伯方町木浦甲3930番地1	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター大三島	今治市大三島町野々江2435番地2	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター朝倉	今治市朝倉下乙112番地2	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター波方	今治市波方町樋口甲264番地1	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター菊間	今治市菊間町池原34番地	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター関前	今治市関前岡村甲2525番地第1	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協デイサービスセンター上浦	今治市上浦町甘崎3878番地1	平成19年4月1日
社会福祉法人興風会	今治市大西町紺原甲290番地1	幸風園	今治市大西町紺原甲290番地1	平成19年4月1日
医療法人かとう内科	今治市立花町一丁目10番5号	かとう内科	今治市立花町一丁目10-5	平成19年4月1日
医療法人平成会	今治市片山三丁目1番40号	医療法人平成会山内病院	今治市片山三丁目1番40号	平成19年4月13日
医療法人平成会	今治市片山三丁目1番40号	ふれあい	今治市常盤町八丁目4-31	平成19年4月1日

有限会社ウェルケアサービス	今治市恵美須町二丁目2番地の1	ウェル	今治市恵美須町二丁目2-1	平成19年4月1日
有限会社ウェルケアサービス	今治市恵美須町二丁目2番地の1	ウェルすまいる	今治市恵美須町二丁目2-1	平成19年4月1日
株式会社グリップ	今治市大西町九王甲1520	グリップ大西	今治市大西町九王甲1520	平成19年4月1日
医療法人陽成会	今治市拝志1番26号	広瀬病院	今治市拝志1-26	平成19年5月8日
医療法人陽成会	今治市拝志1番26号	ホームヘルパーステーションヒロセ	今治市国分七丁目4番1号	平成19年5月8日
医療法人陽成会	今治市拝志1番26号	訪問看護ステーションヒロセ	今治市国分七丁目4番1号	平成19年5月8日
医療法人陽成会	今治市拝志1番26号	介護老人保健施設ヒロセ	今治市国分七丁目4番1号	平成19年5月8日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地2	ケア・サポート	今治市近見町一丁目7番50号	平成19年5月15日
株式会社アコンプリシー	松山市久万ノ台176-3	訪問介護ステーション笑歩会	宇和島市保田甲983-5	平成19年5月21日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	ヘルパーステーションお茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	平成19年5月15日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	デイサービスセンターお茶屋	新居浜市西の土居町二丁目8番23号	平成19年5月15日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	デイサービスのんびりさん	新居浜市桜木町8番37号	平成19年5月21日
有限会社光タクシー	新居浜市喜光地町二丁目2番22号	光介護サービス	新居浜市喜光地町一丁目6番35号	平成19年5月22日
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地1	J A 西条ホームヘルパーステーション	西条市大町200番地1	平成19年5月16日
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地1	J A 西条デイサービスセンターいずみの里	西条市大町200-6	平成19年5月16日
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地1	J A 西条福祉用具サービス	西条市大町200-1	平成19年5月16日
社会福祉法人聖風会	西条市氷見丙195番地	指定通所介護事業所デイサービスセンター光風館	西条市氷見丙195	平成19年5月24日
株式会社プラスタア	西条市三津屋51番地2	ベストケア・デイサービスセンター東予	西条市円海寺247-7	平成19年5月24日
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	大洲市大洲810番地1	指定通所介護事業所デイサービス施設とみす寮	大洲市大洲810番地1	平成19年4月2日
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	大洲市大洲810番地1	特別養護老人ホームとみす寮	大洲市大洲810番地1	平成19年4月2日
有限会社しらさぎ	大洲市平野町野田2751番地2	ヘルパーステーションしらさぎ	大洲市平野町野田乙687番地53	平成19年4月2日
社会福祉法人愛信会	伊予市森甲440番地1	ヘルパーステーション森の園	伊予市森甲440番地1	平成19年4月1日

社会福祉法人愛信会	伊予市森甲440番地 1	デイサービスセンター森の園	伊予市森甲440番地 1	平成19年4月1日
社会福祉法人愛信会	伊予市森甲440番地 1	ショートステイ森の園	伊予市森甲440番地 1	平成19年4月1日
合資会社あい愛ライフ	伊予市中山町出淵2番耕地44の3	あい愛ライフ	伊予市中山町出淵2番耕地44の3	平成19年5月7日
近藤文雄	西予市宇和町卯之町一丁目376-2	近藤医院	西予市宇和町卯之町一丁目376-2	平成19年5月28日
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番 1	指定通所介護事業所デイサービスセンターあいくる重信	東温市田窪2370	平成19年4月1日
医療法人辻井循環器科内科	東温市田窪2030番地	辻井循環器科内科	東温市田窪2030	平成19年5月11日
盛次義隆	伊予郡松前町筒井1540番地	Dr.盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540番地	平成19年5月1日
医療法人沖繩徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町字外間80番地	医療法人沖繩徳洲会宇和島徳洲会病院	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成19年5月31日
有限会社ムラカワ	西条市明屋敷108番地	有限会社ムラカワ	西条市明屋敷108番地	平成19年6月1日
有限会社東豫タクシー	西条市三津屋187番地 6	東豫介護サービス	西条市三津屋187-6	平成19年6月1日
社会福祉法人心生活会	四国中央市三島金子二丁目5番23号	ヘルパーステーションオリブ	四国中央市三島金子二丁目5番23号	平成19年5月14日
有限会社オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	デイサービスみどり	四国中央市土居町上野2162-1	平成19年5月1日
三島交通株式会社	四国中央市三島朝日二丁目1-10	三島介護サービス	四国中央市三島朝日二丁目1-10	平成19年5月11日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目7番22号	訪問看護ステーションにしおか	四国中央市三島金子二丁目7番22号	平成19年5月14日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目7番22号	医療法人康仁会西岡病院	四国中央市三島金子二丁目7番22号	平成19年5月15日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目7番22号	老人保健施設百の里	四国中央市中曾根町994	平成19年5月19日
医療法人社団栗整形外科病院	四国中央市中之庄町398番地1	介護老人保健施設くりのみ館	四国中央市中之庄町393番地1	平成19年5月14日
株式会社ケイアンドワイ	四国中央市三島金子一丁目1番21号	訪問介護サービスこころ	四国中央市中之庄町398番地2しのながビル2F	平成19年5月14日
ヒカリメディカルサービス有限公司	四国中央市中之庄町398番地1	デイサービスひかり	四国中央市三島金子一丁目4番31号	平成19年5月14日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525番地	平成19年5月15日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うまデイサービスセンターあつたか荘	四国中央市妻鳥町1525番地	平成19年5月15日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うまデイサービスセンターあつたか荘土居	四国中央市土居町土居885番地の1	平成19年5月15日

社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙8番地2	老人保健施設アイリス	四国中央市上分町乙8-3	平成19年5月18日
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25番1号	フランスベッドメディカルサービス株式会社四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980-1森商第二ビル1F	平成19年5月22日

○愛媛県告示第1137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	地域包括支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	四国中央市地域包括支援センター	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	平成19年3月30日
今治市	今治市別宮町一丁目4-1	指定介護予防支援事業所今治市中央地域包括支援センター	今治市北宝来町一丁目1-16	平成19年4月1日
今治市	今治市別宮町一丁目4-1	指定介護予防支援事業所今治市伯方地域包括支援センター	今治市伯方町木浦甲1235	平成19年4月1日
今治市	今治市別宮町一丁目4-1	指定介護予防支援事業所今治市玉川地域包括支援センター	今治市玉川町三反地甲10-1	平成19年4月1日
新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号	新居浜市地域包括支援センター	新居浜市一宮町一丁目5番1号	平成19年5月1日

○愛媛県告示第1138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南福祉用具貸与事業所	宇和島市丸之内五丁目5番11号	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市社協介護サービスセンター	今治市南宝来町一丁目9番地8	平成19年4月1日
株式会社グリップ	今治市大西町九王甲1520	グリップ大西	今治市大西町九王甲1520	平成19年4月1日
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地1	J A 西条福祉用具サービス	西条市大町200-1	平成19年5月16日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目4番23号	J A うま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525番地	平成19年5月15日
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25番1号	フランスベッドメディカルサービス株式会社四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980-1森商第二ビル1F	平成19年5月22日

○愛媛県告示第1139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所

の名称が次のように変更された。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	(変更後) 宇和島市社会福祉協議会宇和島介護保険事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成19年4月1日
		(変更前) 社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	(変更後) ニチイケアセンターうわじま	宇和島市川内甲978-1	平成19年4月1日
		(変更前) アイリスケアセンターうわじま		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	(変更後) ニチイケアセンターあけぼの	宇和島市寿町一丁目5-8	平成19年4月1日
		(変更前) アイリスケアセンターあけぼの		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	(変更後) ニチイケアセンターたきはま	新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月1日
		(変更前) アイリスケアセンターたきはま		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	(変更後) ニチイケアセンターたきはま	新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月1日
		(変更前) アイリスデイサービスセンターたきはま		

○愛媛県告示第1140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	(変更後) 宇和島市社会福祉協議会宇和島介護保険事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成19年4月1日
		(変更前) 社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	(変更後) ニチイケアセンターうわじま	宇和島市川内甲978-1	平成19年4月1日
		(変更前) アイリスケアセンターうわじま		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	(変更後) ニチイケアセンターたきはま	新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月1日
		(変更前) アイリスケアセンターたきはま		

○愛媛県告示第1141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアステーションますほ	宇和島市津島町高田甲2920番地1	ケアステーションますほ指定訪問介護事業所	（変更後） 宇和島市津島町高田甲2920番地1	平成18年12月1日
			（変更前） 宇和島市津島町高田丁976番地1	

○愛媛県告示第1142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅予防事業者）の辞退があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る介護予防事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
岩崎 統	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	岩崎クリニック	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	平成19年7月6日

○愛媛県告示第1143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る居宅介護事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
岩崎 統	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	岩崎クリニック	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	平成19年7月6日

○愛媛県告示第1144号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200240	社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本宮 健次郎	生活介護	多機能型事業所今治療護園	今治市町谷甲787番	平成19年4月1日
3810200240	社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本宮 健次郎	自立訓練（機能訓練）	多機能型事業所今治療護園	今治市町谷甲787番	平成19年4月1日

○愛媛県告示第1145号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500201	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲741番地1	久米 浩	就労移行支援（一般型）	わかば第2作業所・就労移行	新居浜市船木下長野甲2114番地	平成19年4月2日
3810500201	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲741番地1	久米 浩	就労継続支援B型	わかば第2作業所・就労継続（B型）	新居浜市船木下長野甲2114番地	平成19年4月2日

○愛媛県告示第1146号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813500067	特定非営利活動法人福祉親愛会	松山市西石井一丁目1番25号	渡 邊 文 春	生活介護	トミーケア	伊予郡松前町大字徳丸字天王1338番	平成19年 4月1日
3813500067	特定非営利活動法人福祉親愛会	松山市西石井一丁目1番25号	渡 邊 文 春	就労継続支援B型	トミーワークステーション	伊予郡松前町大字徳丸字天王1338番	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1147号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	宇都宮 一 泰	生活介護	希望ヶ丘	伊予郡砥部町重光278	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1148号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	宇都宮 一 泰	自立訓練（機能訓練）	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280	平成19年 5月1日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	宇都宮 一 泰	自立訓練（生活訓練）	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280	平成19年 5月1日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	宇都宮 一 泰	就労移行支援（一般型）	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280	平成19年 5月1日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	宇都宮 一 泰	就労継続支援B型	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280	平成19年 5月1日

○愛媛県告示第1149号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101018	株式会社縁	松山市福音寺町44番地1	梅 田 直 利	居宅介護	訪問介護縁	松山市福音寺町44番地1	平成19年 5月1日
3810101018	株式会社縁	松山市福音寺町44番地1	梅 田 直 利	重度訪問介護	訪問介護縁	松山市福音寺町44番地1	平成19年 5月1日

○愛媛県告示第1150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し

た旨の届出があった。
平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 貞 利	新居浜市萩生674番地
"	守 谷 健 治	新居浜市萩生582番地 - 1
"	真 鍋 敏 夫	新居浜市萩生763番地
"	福 田 道 憲	新居浜市萩生621番地 - 1
"	土 岐 若 水	新居浜市萩生250番地 - 1
"	土 岐 博 章	新居浜市萩生272番地 - 2
"	土 岐 博	新居浜市萩生302番地 - 1
"	福 田 健 剛	新居浜市萩生448番地
"	藤 田 平 夫	新居浜市萩生948番地
"	渡 辺 彰	新居浜市萩生453番地 - 2
監 事	加 藤 恒 孝	新居浜市萩生821番地 - 2
"	秦 初 義	新居浜市萩生956番地
"	菅 勝	新居浜市萩生632番地 - 13

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 健 剛	新居浜市萩生448番地
"	藤 田 年 喜	新居浜市萩生680番地
"	土 岐 若 水	新居浜市萩生250番地 - 1
"	加 藤 繁 太 郎	新居浜市萩生678番地 - 1
"	上 野 栄 三	新居浜市萩生788番地
"	大 角 義 貞	新居浜市萩生358番地 - 5
"	藤 田 平 夫	新居浜市萩生948番地
"	土 岐 和 美	新居浜市萩生295番地 - 2
"	守 谷 輝 雄	新居浜市萩生582番地 - 1
"	渡 辺 彰	新居浜市萩生453番地 - 2
監 事	林 国 治	新居浜市萩生957番地
"	秦 初 義	新居浜市萩生956番地
"	桑 山 尚 久	新居浜市萩生641番地 - 1

○愛媛県告示第1151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
"	加 藤 一 彦	西条市禎瑞612番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地
"	関 子 一 義	西条市禎瑞297番地 1
"	関 子 義 樹	西条市禎瑞293番地
"	三 崎 悦 美	西条市禎瑞402番地 3
"	近 藤 一 雄	西条市中野甲310番地
"	石 川 孝	西条市古川乙53番地 5
"	広 瀬 司	西条市古川乙43番地 2
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地

"	青 木 徹	西条市古川甲25番地 3
"	山 地 伸 一	西条市古川甲159番地 1
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	田 中 国 貞	西条市禎瑞939番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 充	西条市禎瑞929番地
"	関 子 義 樹	西条市禎瑞293番地
"	高 橋 静 雄	西条市禎瑞617番地
"	三 崎 淳 市	西条市禎瑞712番地
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	明 比 勲	西条市中野甲924番地
"	石 川 孝	西条市古川乙53番地 5
"	伊 東 要	西条市古川乙161番地
"	広 瀬 司	西条市古川乙43番地 2
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	青 木 徹	西条市古川甲25番地 3
"	山 地 伸 一	西条市古川甲159番地 1
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	田 中 国 貞	西条市禎瑞939番地 2

○愛媛県告示第1152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 宗 清	東温市志津川1249番地 2
"	和 田 敏 明	東温市志津川172番地
"	中 野 進 弘	東温市志津川687番地
"	門 田 弘	東温市横河原355番地108
"	宮 内 秀	東温市志津川74番地 1
"	高 塚 三 郎	東温市志津川583番地 1
"	池 田 典 弘	東温市志津川690番地
"	高 塚 莊 一	東温市志津川636番地 4
"	大 立 登 志 治	東温市志津川1521番地 2
"	水 田 康 雄	東温市志津川1394番地 3
"	大 西 正 康	東温市志津川1718番地 4
"	越 智 賢 治	東温市志津川1790番地
"	松 本 哲 郎	東温市志津川1868番地
監 事	山 内 國 義	東温市志津川1259番地 3
"	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 清 美	東温市志津川645番地
"	高 須 賀 四 郎	東温市志津川813番地 2

"	氏 家 武 雄	東温市横河原184番地
"	森 省 三	東温市志津川514番地
"	豊 田 守 重	東温市志津川527番地 1
"	高 塚 三 郎	東温市志津川583番地 1
"	武 智 昭 一	東温市志津川692番地
"	山 内 國 義	東温市志津川1259番地 3
"	露 口 博 臣	東温市志津川1525番地
"	和 田 定 良	東温市志津川1423番地
"	木 村 一 正	東温市志津川1370番地
"	朝 倉 光 浩	東温市志津川1721番地

"	松 本 哲 郎	東温市志津川1868番地
監 事	寺 澤 房 和	東温市志津川113番地
"	伊 藤 正 夫	東温市志津川1822番地

○愛媛県告示第1153号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松野町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山市地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1108番 2 から 同町東川1094番 5 まで	平成19年 6月27日 12 : 00

○愛媛県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	大洲市柳沢乙636番 6 から 同市柳沢乙623番 2 まで	旧	メートル 7.0 ~ 16.0	キロメートル 0.141	
			新	13.5 ~ 41.0	0.141	

○愛媛県告示第1156号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	大洲市柳沢乙636番 6 から 同市柳沢乙623番 2 まで	平成19年 6月22日

○愛媛県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2183番2から 同町沖浦甲1番2地先まで	旧	メートル 33~10.0	キロメートル 0.246	
			新	10.9~24.2	0.246	

○愛媛県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松甲1288番6地先から 同町重松乙501番2地先まで	平成19年6月22日

○愛媛県告示第1159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下470番7から 同町宮野下451番地先まで	旧	メートル 45~12.0	キロメートル 0.205	
			新	7.0~16.0	0.205	

○愛媛県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下470番7から 同町宮野下456番地先まで	平成19年6月22日

○愛媛県告示第1161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第12号 平成19年6月5日	伊予市米湊字大角蔵1465番1、1465番6、1465番8	伊予市米湊1698番地の6 ヤマキ株式会社 代表取締役社長 城戸善浩
19松局建（開）第13号 平成19年6月6日	伊予市上野字上丸田636番3	伊予市上野619番地 渡部通博

19松局建（開）第14号 平成19年6月7日	東温市松瀬川字横瀬甲471番2、甲471番8、甲472番2、甲473番1、甲473番2	松山市北井門二丁目1番14号 株式会社上浮穴産業 代表取締役 西岡貞夫
---------------------------	---	---

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年6月11日	特定非営利活動法人 にっこりーの	高原 茂	四国中央市川之江町1814番地の5	この法人は、四国中央市とその近隣地域の不特定多数の個人・団体を対象に、住みよい地域環境の実現と活性化を踏まえたまちづくり活動として、子育て中の親子からシニア（高齢者）まで地域住民への様々な支援に関する事業等を行い、《老若男女》誰にとっても身近で、気軽にコミュニケーションがとれ、共に支え合い、豊かで安心して暮らすことのできる、活力ある地域の形成に貢献することを目的とする。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年6月13日	特定非営利活動法人 自立生活センター松山	久保 智子	松山市小坂一丁目1番10号	本会は、様々な人々が共に生活していく社会の実現を図るため、障害者や高齢者が自立した生活を営んでいくための支援に関する事業、福祉の増進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年6月13日	特定非営利活動法人 えひめ障害者ヘルパーセンター	金村 厚司	松山市紅葉町3番45号	障害者自立支援法に基づき、利用者とサービス提供者とが対等な関係で過不足ないサービスが提供され、サービスに直接携わる福祉従事者の地位と資質が向上するよう、福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年6月13日	NPO法人 ボランティア神輿の会	平野 昌弘	松山市三番町二丁目5番地14	この法人は、地域における福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進を図り、社員による協働事業を行い、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成19年6月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,211,253
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,226
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,543

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,053	14,685

南宇和郡	22,703	7,568
松山市・上浮穴郡	425,764	137,628
今治市・越智郡	152,314	50,772
宇和島市・北宇和郡	89,517	29,839
八幡浜市・西宇和郡	44,922	14,974
新居浜市	103,290	34,430
西条市	94,181	31,394
大洲市・喜多郡	58,130	19,377
伊予市	32,936	10,979
四国中央市	77,095	25,699
西予市	38,138	12,713
東温市	28,210	9,404

雑報

○公告

次のとおり落札者を決定した。

平成19年6月22日

愛媛県総合教育センター所長 藤上 恵三

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
教育用コンピュータシステムの借入れ	愛媛県総合教育センター 愛媛県松山市上野町甲650番地	平成19年5月15日	パナソニックSSマーケティング(株)中四国社 愛媛支店 松山市保免上一丁目16-25	726,999円	一般競争入札	平成19年4月3日

正誤

○正誤

平成19年3月30日付け第1848号愛媛県規則第9号（愛媛県職員委員会規則等の一部を改正する等の規則）中

ページ	箇所	誤	正
336	上から1行目	「 出納課長	「 副出納課長